

平成30年度事業計画書

基本方針

本県内の在留外国人数は、東日本大震災後に一旦減少したものの、近年は毎年過去最高を更新し続けており、その内訳を見ると、国籍別ではベトナム人、ネパール人の増加、在留資格別では技能実習生、日本語学校等で学ぶ留学生の増加が顕著になっている。また、割合として最も多い配偶者のなかには、滞日年数を重ねるなかで地域に深く根を下ろし、家庭や地域活動、介護の現場などで「支える側」となっている人も増えている。

こうした県内の多文化化の状況の変化に伴い、地域の課題も多様化しているが、現場の実働部隊としての役割を担う地域国際化協会としてこれらに的確に対応し、重要かつ先進的な取り組みを平成30年度も積極的に展開するものである。

具体的には、今後ますます増加することが見込まれる技能実習生と地域社会との関係づくりを目指した一昨年度からの取り組みを、地元団体との連携を図りつつ継続していく。同様に人材不足が深刻な介護の分野については、県との協働による、事業者を対象とした外国人材の登用を促すための意識啓発に、より広範な地域で取り組むこととする。

また、結核等の感染症に罹患する留学生や技能実習生が増加していることに伴い、保健医療機関での通訳サポート、特に希少言語の需要が高まっていることから、滞日期間の長い定住外国人のなかからその人材確保に努め、円滑な治療を支援することで、安全安心な地域づくりに貢献することとする。

新たな取り組みとしては、県内各地に点在する外国籍児童生徒について、これまで「外国籍の子どもサポーター」の派遣等により支援してきたところであるが、平成30年度は（一財）自治体国際化協会の「多文化共生のまちづくり促進事業」助成金を活用し、関係機関の連絡会議やサポート事例をまとめたハンドブックの作成等を行い、支援環境の充実を図る。

新たな目的で来日する人、存在感を増す配偶者、複数の言語・文化を持つ子ども等、地域に暮らす外国人は、いずれも社会の担い手であると同時に地域の活性化にも貢献できる貴重な人材であり、そのことに着目して様々な事業に取り組むことは、活力ある共生型の社会を形成することにつながる。

平成29年度より業務改善計画の一環として人員削減が図られるなど、厳しい状況が続くなかではあるが、宮城県が定めた「第二期宮城県多文化共生社会推進計画」において、本県の多文化共生を推進するための重要なけん引役と位置付けられた組織として、これまで以上に必要とされ、また期待に応えられるよう実績を重ねることに務めるものである。

事業計画

I 国際交流・国際協力事業

1 国際交流に関する啓発及び普及事業

(1) 機関紙編集発行业

県内国際活動団体からの情報発信をサポートすることに重点を置いた編集とし、同時に賛助会員サービスツールとしての質向上を目指した機関紙「みやぎの国際情報誌 倶楽部M I A」を発行する。

発行回数 年6回 発行部数 3,200部

(2) 協会活動広報事業

・協会事業への理解を深めてもらうため、協会概要を発行する。

発行部数 200部

・ホームページ、Facebook、E-mailによる情報収集・提供を実施する。

・当協会事業についてより興味・関心を持ってもらうため、ブログによる情報発信をする。

(3) 国際理解教育支援事業

次代を担う児童生徒及び社会人等を対象とした国際理解教育を支援するため、教育現場等へ外国人講師の派遣を行う。また、登録している外国人講師相互の異文化理解を図りながら、プレゼンテーションスキルの向上を目指す懇話会を開催する。

2 連絡調整事業

(1) 各種連絡会議の開催等

県内国際交流民間団体及び県内市町村国際交流協会間の連絡提携の強化を図るため、連絡会議を開催する。特に、多文化共生推進に関わるテーマで開催するものについては、参集範囲が重なることもあるため宮城県との共催とし、より広範、かつ、効果的な情報発信に努める。

併せて全国レベルの情報交換共有及び職員の資質向上のための会議や研修会に参加する。

- ① 宮城県国際交流推進連絡会議
- ② 宮城県内市町村国際交流協会連絡会議
- ③ 東北・北海道国際化協会連絡協議会
- ④ 地域国際化協会連絡協議会
- ⑤ その他、他団体と連携した会議等

(2) ダイレクトリー編集発行

県内の国際活動に携わる団体等の情報を収集、提供するため、団体等の概要を掲載した「みやぎの国際活動団体 DIRECTORY 2019」を(公財)仙台観光国際協会との協働により編集し、Web上で公開する。

3 交流活動事業

(1) 国際交流民間団体支援事業

県民参加の国際交流・協力・多文化共生活動を推進するため、県内国際交流民間団体の活動を支援するとともに、公益財団法人未来の東北博覧会記念国際交流基金の運營業務支援を行う。

① 国際交流団体の行催事の開催に対する協力

国際交流団体が実施する行催事に共催、後援等協力活動を行う。

② 万国旗の整備と無償貸出

地方公共団体、国際交流団体等に貸し出すための万国旗を整備する。

また、企業会員も無償貸し出しの対象とし、企業の国際活動に対する側面支援とする。

(2) 市町村国際交流支援事業(みやぎのふるさとふれあい事業)

県内市町村の伝統文化行事・年中行事等に本県在住の外国人等に参加してもらい、本県の伝統文化・生活文化を紹介するとともに、地域住民との交流を通じて地域の国際化を推進するため、「みやぎのふるさとふれあい事業」を実施する。

対象市町村：5市町村程度

参加外国人：各10人程度

4 国際協力事業

(1) 国際協力普及啓発事業

国際協力に対する理解の裾野拡大をめざし、国際協力機構東北支部との共催により市民向け国際協力セミナーを開催する。

(2) 宮城県海外研修員日本語研修事業 (宮城県委託事業)

宮城県が招聘する友好県省中国吉林省からの研修員を対象とした「専門研修前の日本語研修」を行う。

II 多文化共生推進事業

1 日本語学習環境整備事業

(1) 日本語講座運営事業

① 日本語講座

本県在住の外国人や帰国者等で、日本語の学習を必要とする方々を対象に日本語講座を開設する。マンツーマンや小グループでの対話活動を行う時間や、生活情報を提供する後述の「ニューカマー生活適応支援講座」を一部クラスで実施し、多面的な支援を図る。また、漢字クラスについては、担当講師陣が編纂し当協会が発行したオリジナルの教科書を活用して行うものとする。(東日本大震災被災者に対する受講料の減免は条件付きながら継続する。)

M I A 日本語講座

- | | |
|----------|-------------|
| ・初級1、2 | 第1、2期(各60回) |
| ・中級 | 第1、2期(各30回) |
| ・漢字1、2 | 第1、2期(各18回) |
| ・夜間初級1、2 | 第1、2期(各20回) |

② 漢字学習用教科書の頒布

当協会日本語講座講師陣が中心となって編集し、当協会が印刷製本した漢字教材の頒布を行う。

(2) 地域日本語教育支援事業

東日本大震災を経て地域日本語教室の果たす役割の重要性が再認識されたことを受け、担い手である日本語学習支援者のより一層の資質の向上や、支援者間の連携促進を目的とした研修会、連絡会議等を実施し、本県における地域日本語教育の充実を図る。

(3) M I A日本語サポーター登録・紹介事業

個人指導を望む外国人学習希望者からの要望に応えるためのサポーター登録を行い、適宜マッチングを行う。

(4) 日本語教材整備事業

多様な日本語教育教材を整備し、本県における日本語教育の環境向上を図ることで、他のライブラリー施設との差別化を図る。

2 多言語情報・人材整備事業

(1) W e b版多言語生活情報紙編集発行业

日常生活に密着した情報を多言語で提供する生活情報紙「M I A多言語かわら版」を発行する。必要とされる分野の情報をこれまで一通り取り上げたことから、発行回数を年4回から年3回に減らし、一方でネパール人の増加に鑑みカバー言語を日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語・インドネシア語に加えて、ネパール語を追加しW e b上で公開することとする。

(2) 外国人支援通訳サポーター整備事業

在住外国人が本県で生活を送る上で、日本語ができないことによる不利益が生じることのないよう、医療機関や公的機関からの要請に基づき随時通訳サポーターを紹介する。

また、新規登録および既登録者の資質向上を図ることを目的とした研修会を実施する。

なお、保健・医療通訳サポーターについては、全国的にも医療機関側の理解が未だに低いことが大きな課題になっており、初回に限り費用免除することで活用実績を上げる態勢を継続し、理解ある医療機関側の裾野の拡大を引き続き目指すこととする。

なお、結核等感染症対策として、仙台市保健福祉局との間で派遣協定を締結し、スムーズな治療に寄与する。

(3) 災害時における通訳ボランティア整備事業（宮城県委託事業）

県内で大規模災害が発生し、県内在住の日本語が不自由な外国人が被災した際に必要な支援を行うため、通訳ボランティアを整備する。

また、登録者の意識向上を図るため、研修会を実施する。

3 多言語相談対応事業

(1) 相談コーナー事業

本県在住の外国人、留学生の生活相談及び県民の国際活動に関する相談に対応す

るため、語学堪能な職員を配置し相談に対応する。

なお、本事業の実施に当たっては、県からの受託事業である「みやぎ外国人相談センター設置事業」と補完し合う形で効果的に運営する。

(2) 「みやぎ外国人相談センター」設置事業（宮城県委託事業）

中国、韓国、フィリピン、ベトナム、インドネシアの各国相談員を配置し、多言語による相談に応じる。また、その他の言語についても、三者通話を活用し可能な限り裾野を広げた支援体制をとる。なお、本事業では、宮城県行政書士会、仙台弁護士会からの公式なバックアップを得ながら、協働研修会の開催含め、より適切・確実な相談体制の構築を図ることとする。

4 教育支援事業

(1) 外国籍児童生徒支援事業

「外国籍の子どもサポーター」の派遣や情報提供などを行う「外国籍の子どもサポートセンター」を当協会内に設置し、情報や支援の手から孤立しがちな地域点在型の児童生徒についても公平に支援できる体制を整える。また、進路ガイダンスや登録サポーターのスキルアップ研修については、同じ目的を掲げる他団体との協働により、効果的かつ効率的な運営に努める。

(2) 外国籍児童生徒支援のための環境整備事業（一財）自治体国際化協会

「平成30年度多文化共生のまちづくり促進事業」採択事業）【新規事業】

多文化共生社会の担い手となる次世代人材の育成に資することを目的として、外国籍児童生徒の支援や教育に関する環境向上のための複合的な取り組みを実施する。

- ・関係機関による連絡会議
- ・これまでの支援の事例等を掲載したハンドブックの作成
- ・外国籍児童生徒の支援に関するシンポジウムの開催

(3) 私費留学生緊急支援貸付事業

県内の大学等に在籍する私費留学生を対象として、20万円を上限とした緊急時の無利子貸付を行う。

5 定住外国人社会参画支援事業

(1) ニューカマー生活適応支援事業

滞日歴の比較的短い定住外国人を対象として、保健・医療、防災といった生活に直結する正しい知識を得るための講座を実施することで、生活者としての自助の力を高められるよう支援する。

実施に当たっては各専門機関と連携を図ることで、それらの機関における「多文化共生意識」を涵養する。さらに、主催する日本語講座での実施のみならず蓄積したノウハウをもって県内各地の日本語教室を中心とした地域開催も行う。

(2) J E T参加者生活支援事業（宮城県委託事業）

県内各地に英語指導助手や国際交流員として赴任するJ E T参加者の転入、転出に係る各種手続き等のための県民通訳サポーター派遣、或いは専門家やJ E T経験者による異文化ストレスケア研修を実施することで、若いJ E T参加者たちが

地域で孤立することなく充実した宮城生活を送るための応援をする。併せて、JET参加者に母国へ宮城の良さを発信してもらうことを目的とする。

- ・ J E T - C a r e 通訳登録時研修会
- ・ 任用団体からの依頼に沿った J E T - C a r e 通訳の派遣
- ・ 新規来日 J E T 参加者のための異文化ストレスケア研修会

(3) 技能実習生地域共生支援事業

自治体国際化協会の助成を受けて実施した平成28年度の「技能実習生と地域をつなぐプログラム」、及び平成29年度の「技能実習生との共生の地域づくり推進事業」の成果を踏まえて、県内各地で交流会や学校訪問等を実施し、技能実習生と地域住民との関係づくりを促進する。実施にあたっては日本語学習支援団体や市町村国際交流協会等と連携を図り、地域住民としての実習生との共生の意識を涵養することを旨とする。

(4) 外国人介護人材受入啓発事業（宮城県委託事業）

介護現場での人材不足が深刻化するなか、在留資格に「介護」が追加されるなど国策として積極的に介護現場に外国人を登用する動きがある一方、事業所側の理解が十分とはいえないことから、県内4圏域でセミナーを実施し意識啓発を図ることで外国人の介護職参入を促進する一助とする。

Ⅲ 海外移住事業

1 海外県人会助成事業

在外宮城県人の親睦と福祉の向上を図るために組織されている県人会(ブラジル、アマゾン、ペルー、パラグアイ、アルゼンチン、メキシコ、南カリフォルニア、ハワイ)の健全な運営に資するため助成を行う。

2 海外移住者支援事業

海外移住物故者の慰霊祭を行うとともに、海外県人会との連絡や交流を行う。